令　和　４　年

奥州金ケ崎行政事務組合議会会議録

第２回定例会　11 月 18 日招集

奥州金ケ崎行政事務組合議会

令 和 4 年 第 2 回

奥州金ケ崎行政事務組合議会

定 例 会 会 議 録

令和４年第２回奥州金ケ崎行政事務組合議会定例会会議録

議事日程第１号

令和４年11月18日（金）午後１時30分開議

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
第３　諸般の報告
第４　一般質問
第５　報告第１号　令和３年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計資金不足比率の報告について
第６　議案第１号　奥州金ケ崎行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
第７　議案第２号　令和４年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第２号）
第８　議案第３号　令和４年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第１号）
第９　議案第４号　令和３年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について
第10　議案第５号　令和３年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計利益の処分及び決算の認定について

～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～

本日の会議に付した事件

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
第３　諸般の報告
第４　一般質問
第５　報告第１号　令和３年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計資金不足比率の報告について
第６　議案第１号　奥州金ケ崎行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
第７　議案第２号　令和４年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第２号）
第８　議案第３号　令和４年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第１号）
第９　議案第４号　令和３年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について
第10　議案第５号　令和３年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計利益の処分及び決算の認定について

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

出席議員（12名）

議　長	中　西　秀　俊　君
1　番	佐　藤　美　雪　君
2　番	菅　野　　至　君
3　番	佐　藤　正　典　君
5　番	及　川　春　樹　君
6　番	千　葉　和　彦　君
7　番	高　橋　　浩　君
8　番	千　葉　康　弘　君
9　番	瀬　川　貞　清　君
10　番	有　住　　修　君
11　番	阿　部　加代子　君
12　番	青　木　俊　悦　君

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

欠席議員（１名）

4　番	高　橋　藤　宗　君

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

説明のための出席者

管　理　者	奥州市長	倉成　淳　君
副管理者	金ケ崎町長	髙橋寛寿　君
副管理者	奥州市副市長	小野寺隆夫　君
監査委員		鈴木龍司　君
事務局長		千田淳一　君
事務局次長	兼施設管理課長	菅原　優　君
水質管理課長		千葉美隆　君
消　防　長		千葉典弘　君
消防次長	兼消防総務課長	志和　純　君
消防救急課長		小原洋一郎　君
予防課長		北條芳文　君
水沢消防署長		高橋洋男　君
江刺消防署長		平塚　孝　君
消防救急課主幹	兼通信指令室長	千田恭一　君
企画総務課	課長補佐	藤原丈司　君
施設管理課	課長補佐	馬場　隆　君

消防総務課	課長補佐兼総務係長	小野寺　卓　君
企画総務課	企画総務係長	石川暢光　君
企画総務課	財政係長	小山美奈子　君
企画総務課	主任	及川知良　君

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

議　　事

午後１時30分　　開議

○議長（中西秀俊君）　これより令和４年第２回奥州金ケ崎行政事務組合議会定例会を開会いたします。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、欠席通告者は４番高橋藤宗議員であります。

本日の会議は議事日程第１号をもって進めます。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（中西秀俊君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、議長において、５番及川春樹議員、６番千葉和彦議員の２名を指名いたします。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（中西秀俊君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、お手元に配付しました予定表のとおり本日１日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君）　ご異議なしと認めます。よって、会期は本日１日限りといたします。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（中西秀俊君）　日程第３、諸般の報告を行います。

監査報告はお手元に印刷配付のとおりであります。これに対し、質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君）　質問なしと認めます。

なお、今期定例会に提出のため管理者より議案等６件の送付を受けております。

これをもって報告を終わります。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（中西秀俊君）　日程第４、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

初めに、11番阿部加代子議員。

〔11番阿部加代子君登壇〕

○11番（阿部加代子君）　11番阿部加代子です。通告しておりました２件について、管理者にお伺いをいたします。

１件目、ＡＥＤ自動体外式除細動器の設置状況とＡＥＤケース内へプライバシーシート、三角巾の設置についてお伺いをいたします。現在多くの公共施設に設置されているＡＥＤ自動体外式除細動器は、心臓が停止時に電気ショックを行い、救命救急措置ができる機器です。心臓が原因で突然死する人は約７万人です。公明党は、2003年から国会質疑の中でＡＥＤの

設置拡大、一般市民への使用解禁を強く主張してまいりました。2003年に救命救急士に使用が拡大され、2004年７月に一般市民の使用が解禁されました。

心停止は、１分処置が遅れると救命率が10％減ります。いかに早くＡＥＤを使えるかが重要です。ファーストタッチは、救命救急隊よりもご家族や地域住民の方が救命効果が高いと言われています。ＡＥＤ設置箇所も拡充され、小中学校、駅、公共施設、民間のスーパー、コンビニ、遊戯施設、宿泊施設等、多くの施設に設置が進んでいます。

当組合の消防本部では、応急手当て講習を計画的に開催しており、応急手当て講習会では心臓マッサージの心肺蘇生法やＡＥＤの使用の仕方を地域住民に講習をしています。大切な人を、家族を、命を守るため、知識と技術を学ぶ大切な講習会です。

ＡＥＤの普及効果を検証した研究成果を京都大学健康科学センターの石見教授の研究グループが公表したＡＥＤの有効性については、総務省消防庁の統計を取り分析、推計したところ、９年間で835人がＡＥＤを使用したからこそ助かり、社会復帰できたとのことです。救命率は、ＡＥＤが使われなかった場合と比べ約２倍にも上がったようです。ＡＥＤの使用が一般住民にも認められ、有効性を示すことができました。今では、いざというときにＡＥＤを使用しなければ、ご遺族から訴えられるケースもあるようです。

当組合消防本部管内のＡＥＤ設置状況について伺います。ＡＥＤの設置場所について、組合ホームページでも公表すべきと考えます。お考えをお伺いいたします。

ＡＥＤ設置施設の普及は進んでいますが、女性に対してＡＥＤの使用をためらうとの声があります。そのような声を受け、ＡＥＤ内にプライベートシート、三角巾の設置を行っているところが増えています。三角巾を使用することにより、プライバシー保護、三角巾での止血等にも利用できるため、三角巾の設置について組合消防本部として両市町、民間施設等に対して申入れを行ってはいかがでしょうか。

組合消防本部として、設置されているところに対し三角巾を配付するなどの支援を行ってはいかがでしょうか、お伺いをいたします。

２件目、残骨灰の処理についてお伺いをいたします。残骨灰とは、火葬後ご遺族が収骨し、その残余の焼骨並びに棺のくぎなどの総称、つまり火葬後に骨壺に収めずに残ったご遺骨のことです。

残骨灰には、火葬の際にお棺に入っていたご遺体、副葬品、お棺や棺のくぎ等、様々なものがあります。ご遺体には、治療で歯にかぶせていた金や金銀パラジウム合金、人工関節やペースメーカーの貴金属が含まれています。また、残骨灰には、ダイオキシン類や六価クロムなどの有害物質が含まれていることが分かっています。

日本では、埋葬法により、埋葬とは死体を土中に葬ることであり、焼骨は定められた墓地以外に埋めることはできないとされています。しかし、残骨灰については、焼骨に当たらず、誰が所有するのか、処理方法について国の明確な基準はありません。厚生労働省では、残骨灰に法律も監督官庁もないと言っており、環境省では残骨灰は廃棄物処理法の対象ではない

ので、対処法を定めていないとしています。残骨灰は、自治体で判断し処理しなければなりません。1939年の大審院判決において、残骨灰は市町村の所有とした現在の最高裁の判決が出されています。

2000年、厚生労働省の調査で、残骨灰中のダイオキシン類濃度は非常に低く環境に与える負荷は大きくない、従前どおり埋葬法の趣旨に鑑み適正に取り扱うことと厚生労働省の指針が出されています。残骨灰については、法律に定めがないため、厚生労働省の通達など様々な基準をベースに、各自治体においてそれぞれの方法で処理されているのが現状です。

残骨灰を売却している自治体、売却していない自治体、業者に処理を委託している自治体、様々です。業者に処理を委託している自治体でも、ゼロ円や１円で契約を行っているところもあります。

当組合の残骨灰の処理方法についてお伺いをいたします。火葬場で生じた希少金属を含む残骨灰を売却し、市の収入とする仕組みを導入する自治体が増えつつあります。個人の尊厳を保ち、残骨灰と貴重な資源である金属を分離し、金属は売却し組合の収入とする仕組みの導入について検討すべきと考えますが、管理者のお考えをお伺いします。

以上、登壇しての質問とさせていただきます。

○議長（中西秀俊君）　倉成管理者。

〔管理者倉成淳君登壇〕

○管理者（倉成淳君）　11番阿部加代子議員のご質問にお答えします。

ＡＥＤとは、心停止の際に心電図の解析や電気ショックを行うための機器であり、その動作が自動化されていることにより、非医療従事者でも取扱いができ、当消防本部で開催する救命講習においても、その取扱方法を指導しているところでございます。

初めに、１件目のＡＥＤの設置状況についてであります。消防本部管内の多くの施設において、ＡＥＤを設置していただいております。現在消防本部が把握している施設数は277か所、そのうち学校や地区センターなどの公共施設は85か所となります。これは、消防本部が実施している立入検査等の機会により確認したものでございます。

また、ＡＥＤ設置場所の公表についてでありますが、既に運用しております救命サポーターステーションとして登録していただいている施設は、ホームページ、広報により公表しているところであります。さらには、奥州市のホームページにて公表しているＡＥＤ設置施設情報とリンクさせるなど、消防本部からの情報の公表について検討を進めてまいります。

次に、プライバシーシートの設置についてであります。ＡＥＤの使用は、プライバシーに十分配慮しながら実施する必要があります。ご提案いただいたプライバシー保護効果のある三角巾等の配備など、まずは公共施設において実施できるよう、構成市町と検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、救命講習においても、ＡＥＤの使用方法と併せてプライバシー保護の必要性と具体的な手法について今後とも周知してまいります。

次に、２件目の残骨灰の処理方法についてお答えいたします。火葬後、ご遺族の方が収骨された後に残る残骨灰の処理につきましては、胆江地区広域火葬場さくらぎ苑の施設管理業務の仕様書に規定し、現在は同業務の受託者である胆江地区葬祭事業協同組合において行っております。

近年残骨灰に含まれる有価金属の売却などにより収入を得ている団体が増えているのではないかと思われますが、一方で残骨灰の処理につきましては、遺族感情への配慮を第一とするべき、また残骨灰を売買取引の対象にすることは墓地埋葬法に関する法律の目的に反しているのではないかなどの住民の指摘を受け、売却を取りやめた自治体も出ている状況ではあります。

有価金属を組合収入とする仕組みの検討につきましては、議員ご指摘のとおり、組合事業に関わる財源の確保の観点からすると必要であるものと考えております。有価金属の売却収入は、待合室の椅子やテーブルなどの火葬場備品の購入、屋外の環境整備費用など、火葬場使用者の利便性の向上につながる経費に使わせていただくことで、遺族感情の配慮はもとより、故人の尊厳を守ることになるのではないかと考えられることから、残骨灰に含まれる有価金属の売却について検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（中西秀俊君）　11番阿部加代子議員。

○11番（阿部加代子君）　11番阿部加代子です。再質問させていただきます。

まず、ＡＥＤの設置場所の公表についてでありますけれども、奥州市のほうではホームページに掲載をされているわけでありますけれども、それと併せて277か所ということでございましたので、早急にホームページ上で公表して、市民にどこにＡＥＤがあるのかということを周知すべきと考えます。また、様々な広報紙等によりまして周知することも重要だと考えますので、なるべく市民の目につくように周知を行っていただければと思いますけれども、もう一度お伺いします。

それから、プライベートシートにつきましてですけれども、そんな費用がかかるものではありませんので、消防本部のほうで設置を確認されている箇所につきまして、三角巾を配付するということも可能ではないかというふうに思われます。公共施設につきまして、市町村と検討を行うということでありますけれども、ここも早急に進めていただきたいと思いますし、また民間のところにおきましては、消防本部のほうでもこういうものがありますということで配付するということも必要になってくるのではないかなというふうに思いますけれども、その点お伺いをしたいというふうに思います。

それから、残骨灰の処理につきましてですけれども、検討を始めていただけるということでございます。やはり大事なところは、個人の尊厳を保ちながらというところだと思いますけれども、今管理者がご答弁いただいたように、必要な施設整備に充てるとかということであればご遺族に関しましても理解は得られるのではないかなというふうに思いますので、ぜ

ひ早急にこの事業を進めていただきたいと思いますけれども、もう一度お伺いをして終わりたいというふうに思います。
○議長（中西秀俊君）　千葉消防長。
○消防長（千葉典弘君）　それでは、私からは、プライバシーシートの件についてご説明させていただき、ＡＥＤの設置の周知については担当課長から説明をさせていただきます。
　まずは、ＡＥＤは、ご承知のとおり電源を入れて、２つのパッドを素肌に貼るということで、これは服を全て現場では脱がせるわけではなくて、服の下の下着をずらしてパッドを貼って対応する、あるいは素肌に貼った後、何か服をかけてあげる、そういった対応をしております。ただし、一般の人たちがそれを十分理解しているか、認識しているか、そういう方法があるということを、これは甚だ疑問で、議員がご指摘するようにＡＥＤの救命率に影響するかもしれません。したがって、まず消防本部としては、議員ご提案のとおり、最初に配るのもいいのですけれども、様々な方法があって、主流がまさに下着をずらして貼るということでも影響ないし、ＡＥＤの機能には全くそれは影響はないとされております。したがって、女性に配慮したＡＥＤの使い方、これをより徹底して、管理者も申し上げましたように、講習会並びにホームページ、チラシ等で周知を徹底してまいりたいと。まず、ここをきちっとやって、安心してＡＥＤが活用されるように図っていきたいというふうに考えております。
○議長（中西秀俊君）　小原消防救急課長。
○消防救急課長（小原洋一郎君）　それでは、ＡＥＤの設置場所の公表のほうにつきましてご回答いたします。
　消防本部で把握しています277か所、こちらにつきましては先ほどご説明いたしましたとおり、当本部で実施しております立入検査において設置を確認したものと、それを集計したものでございます。ただ、この集計につきましては、公表することそのものについての承諾は得ていないものでございます。また、後段にありましたサポーターステーション制度というものを運用してございますが、こちらにつきましては制度登録する段階で公表するということをあらかじめ了解を得ているものというところのまず違いがございます。ですので、サポーターステーションで登録しているところにつきましては、既に公表しておるものでございます。ただし、今までは一覧表的なもので、名称と住所だけが書いてあるようなものの公表の仕方を以前行っておりました。ただ、それだけですと、確かにホームページを御覧になった方が分かりづらい、そういうこともございまして、地図上に表示できるようなもの、例えば厚労省管轄でやっております救急振興財団が運営しておりますＡＥＤマップ、こちらのほうとうまくリンクできないかということを現在検討して進めているところでございます。そのような方法をさらに検討を進めまして、ＡＥＤ設置場所の公表というものにつなげていきたいとしているものでございます。
　以上です。
○議長（中西秀俊君）　菅原事務局次長。

○事務局次長兼施設管理課長（菅原優君）　ご質問にお答えしたいと思います。

残骨灰の処理、売却ということでございます。残骨灰は、残骨とその他の混合灰に分別し、残骨につきましては遺骨と同様に礼節をもって丁重な供養をすると。そして、最終埋葬地へ納骨すること。さらには、その他の混合灰につきましては、有害物質を除去し、適正に処理することとした条件を付した契約、売却にするならば、故人の尊厳、遺族感情への配慮もなされるものと思われます。いずれにしましても、その手法と課題につきまして、速やかに検討いたします。

以上です。

○議長（中西秀俊君）　それでは、ちょっと暫時休憩をいたします。

午後１時52分　休憩

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

午後１時52分　再開

○議長（中西秀俊君）　それでは、再開いたします。

次に、８番千葉康弘議員。

〔８番千葉康弘君登壇〕

○８番（千葉康弘君）　８番千葉康弘です。私は、次の３点について質問いたします。

１点目が、汚泥肥料について質問いたします。最初に、汚泥肥料について、し尿処理施設から発生する汚泥は、この地域における貴重な有効資源であると捉えております。現状では、その大半がごみ焼却施設で焼却され、市民及び町民に無料配付していますが、十分に農地還元には至っていないものと考えております。そこで、現在の汚泥肥料の頒布状況について質問いたします。

また、実際に使用したが、汚泥肥料の臭い、臭気が気になります。このために、頒布を妨げているのでないかというふうに感じております。臭気、臭いを除去する設備の導入の可能性についてお伺いいたします。

なお、設備を導入した場合、臭気のない汚泥肥料となることから、有料販売でも頒布量は減少せず、設備費用を回収ながら資源循環に大きく貢献できるものと考えておりますが、お伺いいたします。

次に、水難救助ボートについて質問いたします。最近では、100年に１度、1,000年に１度という災害、大雨、線状降水帯が毎回のように続いております。また、同じ場所が２度も同じ洪水に遭うことも珍しいものではありません。最近では、宮城県の丸森町、ここでも冠水ということで、大きな被害が出ております。以前私が視察に行った茨城県常総市では、鬼怒川の氾濫により市役所一帯が２メートル以上の大水に覆われ、市民の方は屋根に逃げるとかされたというお話を聞きました。今までないようなことがふだんに起こっているというのが現実だというふうに思っております。

そこで、質問いたします。現在各消防署の配備状況について、これは水難救命ボートの配

備状況について質問いたします。また、配備計画について質問いたします。

次に、早期の配備について、今現在配備されているところもありますが、奥州市は広い、また北上川、そのほかにも多くの河川があります。その中で、機動性を持たせて救助、救命活動に当たるということを考えますと、船外機も必要ではないかというふうに考えておりますが、その考えについて、また配備について質問いたします。

最後に、水道用水供給事業について質問いたします。水道用水供給事業については、先般第３期工事を実施するということで、浄水場整備を完成したいという説明がされました。大きな課題とされていた建設仮勘定の整備については、これまで説明を受けたものと大きく違う部分があるというふうに感じております。そこで、本勘定への振替額、用水供給料金への値上げに係る影響及び減損減資を実施しない理由についてお伺いいたします。

また、浄水場の第３期工事の整備規模と費用に係る構成市町の出資割合と負担額、削減効果額についてお伺いいたします。

あわせて、料金負担軽減のための経営努力の内容について質問いたします。

○議長（中西秀俊君）　倉成管理者。

〔管理者倉成淳君登壇〕

○管理者（倉成淳君）　８番千葉康弘議員の１件目のし尿処理施設の汚泥肥料についてのご質問にお答えします。

初めに、１点目の汚泥肥料の無料頒布量の状況についてであります。し尿の処理過程で発生する汚泥は、良質な肥料としての有効活用が可能であることから、袋詰めした上で無料で頒布しており、野菜、園芸、果樹などの農地へ幅広く還元していただいているところでございます。

汚泥肥料の利用状況は、令和３年度実績で約51トン、令和２年度と比較して約12トン、率にして30％の増となっております。

本年３月に構成市町の広報に無料頒布の記事を掲載したことで、広く住民に周知され、頒布量の増加につながったものと捉えており、今後も継続して構成市町の広報や組合ホームページなどを活用し、住民周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、２点目の汚泥肥料の臭気対策についてであります。議員ご指摘のとおり、汚泥肥料は袋詰めにした後、時間の経過とともに臭気が発生する短所があります。この臭気の除去に関する技術としてコンポスト化などがありますが、仮にコンポスト化を導入する場合、導入費用として約１億円、維持管理費用として年間約700万円が必要となります。

現在の年間汚泥発生量は約1,000トンですが、全量を肥料化するとした場合、販売価格が１トン当たり約１万7,000円と高額となると見込み、さらには販売ルートの確保も必要であり、事業の採算面など、課題が大きいと考えております。

過去には、発生汚泥を県内の肥料製造会社に供給した経緯がありますが、処分費用と運搬費用で年間約2,500万円の費用を要したことから、費用対効果の面で供給を取りやめ、ごみ焼

却施設での焼却処理を継続しております。

現在のし尿処理施設は、供用開始から24年が経過し、設備の経年劣化も進んでいることから、次期し尿処理施設の整備の方向性について検討を始めてところであり、し尿汚泥の発生量が著しく減少する施設となる場合も想定されるため、臭気の出ない設備の導入については、慎重に検討しなければなりません。

このことから、当面は汚泥肥料として多くの方々に利用いただけるよう、一般家庭や農業者等へ様々な機会を活用して周知を行い、し尿汚泥の資源循環に貢献してまいりたいと考えているところであります。

次に、２件目の水難救命ボートの配備についてのご質問にお答えします。大雨による水害は、いつ発生してもおかしくない状況であり、このような災害に対応するため、当消防本部では消防力整備計画を定め、水難救命ボートの整備を図っているところでございます。

初めに、１点目の各署への配備状況と配備計画についてであります。これまで水沢消防署に船外機つきゴムボート及び手こぎ式ゴムボートをそれぞれ１そう、前沢分署及び衣川分署に手こぎ式ゴムボートを１そう配備しています。

今後の配備計画につきましては、消防力整備計画に基づき、令和５年度から７年度の３年間で江刺消防署、金ケ崎分署、胆沢分署の順に手こぎ式ゴムボートを配備することとしており、全ての消防署及び各分署に配備となるものであります。

次に、２点目の早期配備、船外機の必要性についてであります。今後の配備につきましては、過去の災害発生状況など、水害の発生危険度が高いと考えられている地域から優先的に配備するとした現在の消防力整備計画を基本として、適正に進めてまいります。

水沢消防署に配備している船外機つきゴムボートは、水難事故対応部隊が流水域などの河川で活用することを想定しており、また江刺消防署及び各分署への配備は手こぎ式ゴムボートとし、流水域以外で自宅等から避難が困難となった方をボートに乗せて救助する活動を想定しているものでございます。

近年大雨等による災害が数多く発生し、その態様も多種多様となっていることから、水害の状況により活用するボートを使い分けることで、適切な救助活動を図ることとしているところでございます。

次に、３件目の水道用水供給事業についてのご質問にお答えします。胆江広域水道用水供給事業の計画変更につきましては、水需要の低下による浄水場の整備規模の縮小に向けた見直し、建設仮勘定の整理、解消、適正な水道用水供給料金の設定などの内容を精査し、構成市町の同意の下、組合議会並びに構成市町議会に説明を行ってきております。

初めに、１点目の建設仮勘定を本勘定に入れる影響と処理方法についてであります。令和４年度末の建設仮勘定の額、約97億円であり、その全額を令和４年度末に本勘定に振り替えるものでございます。

この振替による用水供給料金への影響については、建設仮勘定分の減価償却費が増大する

ものの、令和10年度まで現行料金で据え置くこととし、要請水量が増加する浄水場の第３期整備後の令和11年度以降に反映させることで構成市町の受水費用の低減、平準化を図ろうとするものでございます。

減損減資を行わず、建設仮勘定の本勘定への振替とする理由につきましては、構成市町の最終的な要請水量が１日当たり３万トンで浄水場の整備規模が確定したことから、改めて令和42年度までの事業収支計画の試算を行い、公認会計士の確認により減損の計上は不要と判断されたものであります。つまり減損減資を行わずとも用水供給事業の経営が成り立つものと判断し、建設仮勘定を本勘定へ振り替えるものでございます。

なお、令和11年度以降につきましては、浄水場の３期工事が完了し、拡張した浄水施設の減価償却費も計上されることから、構成市町とも協議の上、基本料金及び使用料金の改定を見込んでいるものであります。

次に、２点目の浄水場の第３期整備の規模と費用についてであります。構成市町の最終的な要請水量が３万トンと確定したことから、浄水場の整備規模も確定し、その整備費用については概算で91億円と試算しております。１日当たり４万3,500トンの当初計画額である整備費用108億円と比較し、17億円程度の削減となる見込みであります。

なお、構成市町においては、組合受水と自己水源の維持管理費用等との比較を行い、財政的効果を確認しております。

次に、第３期整備に係る構成市町の負担について、財源内訳として交付金、出資金、企業債それぞれ３分の１であることから、構成市町の出資額は約30億円が必要となるものであります。

最後に、構成市町への料金負担軽減のための経営努力についてでありますが、多額な減価償却費を伴う送水配管など、用水供給事業全体の設備機器の供用期間の精査を行いながら、適切な維持管理を行うことが経費の削減につながるものと考えており、これを継続するものであります。

第３期工事の完了後、令和11年度からの料金水準については、料金の値上げは必要と見込むものの、より一層の経費削減の取組を推進し、構成市町の負担軽減と用水供給事業の安定経営に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（中西秀俊君）　８番千葉康弘議員。

○８番（千葉康弘君）　千葉康弘です。再質問させていただきます。

汚泥肥料に関して、やっぱり一番臭いということで感じておりますけれども、臭い取るための設備ということになると、費用、これが課題になるということで説明いただきました。なかなか残念ですけれども、そういう面もあるなというふうには感じております。また、行政組合では、この後し尿処理とか下水道の接続状況のことを検討されるということですので、それも合わせると今すぐというのは難しくなるのかなというふうに感じました。ただし、す

ぐできること、これがありますので、それについて質問したいと思います。これは、費用的にもかからないといいますか、すぐできるなと思ったものが、例えば汚泥肥料、これに関してやはり皆さんに知っていただく、また使い方をしっかりご説明して、納得していただいた方でご利用いただく、これが一番ではないかなと思いますが、そこでただ配付、今もされているかもしれませんが、その中で利用者のご意見を伺うということもあるのかなというふうに思います。今ですので、メール使う方もあるでしょうし、郵便で、文書で来る方もあると思いますが、そういう形でお聞き取りをして、どんな形がいいのかということを事業といいますか、この肥料配付にも反映することができるのではないかというふうに考えております。

また、以前もお話ししたのですが、この汚泥肥料、ネーミングもあるかなというふうに思います。このネーミング、これ募集しながら、皆さんに知っていただくというのも一つの方法かと思います。今現在この肥料を成分分析して、しっかりと普通肥料ということで認められているというふうにお聞きしましたけれども、その中でホームページ見ますとし尿肥料というふうに表示されていましたけれども、この形のほうがいいのかもしれませんが、これは普通肥料の中のし尿肥料だと理解しますと、普通肥料、それに新しくネーミングを皆さんに募集して使っていただくというような形もあるかと思いますので、その辺についてお尋ねしたいと思います。

次に、皆さんに知っていただくために、令和３年度の３月に広報紙で周知されたというふうにお聞きしていますが、次の周知の予定について質問したいと思います。今現在ここの行政組合ですと50トン使っているということですので、盛岡市ですと三十何トンということですので、ほかの組合から比べても随分健闘していると思いますので、皆さんに知っていただいて、より使っていただくのが一番でないかなというふうに思いますので質問いたします。

次に、水難救命ボートの配備について、再度質問いたします。今計画を持ってしっかりと準備されているということでした。ただし、やはり災害ですので、あした災害、また大洪水が起こるかもしれないというような気持ちで、一日も早くボートまたは船外機ということの配備、これらのご検討をいただきたいなと思います。ボートの金額見ましたら、それほど高い金額でもないように見受けられました。民間の方でも、例えば準備できるような金額でボートがあるようですので、その中で一日も早くボートなり、また船外機つき、用途いろいろあると思いますので、場所場所によって違うのだと思いますが、その件について配備をさらにご検討いただきたいなということでお伺いいたします。

最後に、水道用水供給事業についてであります。今回説明受けた中で、第３期浄水場工事によりますと、当然それまでの負担というのが生まれます。今現在は、料金負担というのはすぐには返ってこないのですが、令和11年以降用水供給料金、基本料金とか使用料が改定になるというふうに今ご説明受けていましたので、ぜひぜひ当組合、また構成市町村のほうからも平素から市民、また地域住民の方々に分かりやすい形でご説明していただくのが一番ではないかなと思います。たまたま私は組合の議員というようなことで知りましたけれども、

一般的にはあまり分からないという部分があるかと思いますので、ぜひ構成市町の市民、住民の方にも分かりやすくご説明いただく、これが一番かと思いますので、ご所見を伺って終わります。

○議長（中西秀俊君）　千葉水質管理課長。

○水質管理課長（千葉美隆君）　それでは、私のほうからは、汚泥肥料のほうの部分についてお答えさせていただきたいと思います。

初めに、１点目の汚泥肥料の使用方法の周知についてということでございます。汚泥肥料の使用方法についてでありますが、これまでは組合ホームページでの市販肥料との比較栽培試験結果から、効果があるということのみの掲載でございましたが、使用方法についても掲載できるように、利用されている方々から聞き取り調査などを行いまして、掲載する方向で検討をさせていただきたいというふうに思います。

次に、２点目のネーミングの部分に関してでございます。愛称募集を広く公募することによって、広く周知が可能になるのではないかという部分につきまして、し尿処理施設が24年が経過しているということで、施設整備の方向性による影響が大きいこと、それから袋詰めをする肥料の袋が今現在5,000袋程度在庫がございます。年間で3,000袋程度の頒布量でございますので、その在庫との関係から、袋の購入時期やネーミングをされていただいても期間が短くなるというような可能性も有しておりますことから、まずは様々な周知の機会を捉えながら、拡大につながるように努めたいというふうに考えているところでございます。

それから、３点目の次回の紙面広告での周知ということでございますが、本年３月に構成市町の広報に掲載していただきました。効果があり、令和３年度頒布の40％を占める量を３月にご利用いただいた経過もございますので、来年３月に改めて構成市町のほうに掲載依頼をして、周知をしたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中西秀俊君）　千葉消防長。

○消防長（千葉典弘君）　水難救命ボートの配備についてでございます。明日起こるかもしれない大洪水に備えて、一刻も早くボート整備をするようにというようなご助言でございました。繰り返しになりますが、管理者答弁でもございましたように、消防本部としては消防力整備計画に基づいて、過去のこれまでの水害発生状況並びに今後の見通しを踏まえて、順次配備を進めていきたいと。令和３年度から７年度、この５か年で集中的に２そうから７そうの水難救命ボートの配備を進めようとするものでございます。まずは、この配備をしっかり進めさせていただいて、その上で必要な状況に応じて適正配置に今後も努めてまいります。

以上です。

○議長（中西秀俊君）　千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君）　私からは、水道用水供給事業の関係でご答弁申し上げます。

先ほど議員から組合構成市町の平素からの分かりやすい説明があればよいのではないかと

いう趣旨のご質問をいただきました。用水供給事業を含めた水道事業につきましては、公営企業会計が適用されてございます。これは、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組む目的で、民間と同様の公営企業会計を適用し、経営資産との状況、的確な把握、弾力的な経営を実現することを推進するためのものでございます。このため、ふだん使い慣れない言葉や考え方が必要となります。今後においても、様々な説明の場面で分かりやすさをもって丁寧にご説明申し上げたいと思います。

なお、当行政事務組合が所管する用水供給事業は、構成市町が運営する水道事業、この一助としての位置づけとされてございます。よって、現時点においては、特段単独で個別に説明をするという考えは持ってございません。ただし、今まで各議員にご説明に使用した資料、こちらについては後刻当行政事務組合のホームページに掲載し、広く公表したいと考えております。

以上でございます。

○議長（中西秀俊君）　以上で一般質問を終結いたします。

ここで２時35分まで休憩をいたします。

午後２時23分　休憩

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

午後２時35分　再開

○議長（中西秀俊君）　それでは、進めさせていただきます。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（中西秀俊君）　日程第５、報告第１号、令和３年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計資金不足比率の報告を行います。

提出者の説明を求めます。倉成管理者。

○管理者（倉成淳君）　報告第１号、令和３年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計資金不足比率の報告についてを事務局長からご説明申し上げますので、ご了承願います。

○議長（中西秀俊君）　千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君）　報告第１号、令和３年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計資金不足比率の報告についてをご説明申し上げます。

資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく地方公営企業の経営の健全性を判断するための指標で、この比率が経営健全化基準20％以上となった場合には、経営健全化計画を策定し、健全化を図るための方策を実施しなければならないものとされております。

また、毎年度において前年度決算により算定した指標を監査委員の審査に付して議会に報告するとともに、住民への公表が義務づけられているものであります。

資金不足比率は、事業の規模、いわゆる営業収益に対する資金の不足額の割合で求められ

るものでありますが、令和３年度においては資金に不足が生じていないことから、比率の数値が出ておりませんことを地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第１項の規定によりご報告申し上げます。

○議長（中西秀俊君）　ただいまの報告に対し質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君）　質疑なしと認めます。以上をもって報告第１号を終わります。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（中西秀俊君）　日程第６、議案第１号、奥州金ケ崎行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。倉成管理者。

○管理者（倉成淳君）　議案第１号、奥州金ケ崎行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを事務局長からご説明申し上げますので、ご了承願います。

なお、以下の議案第２号から議案第５号までにつきましても同様に事務局長からご説明申し上げますので、ご了承を願います。

○議長（中西秀俊君）　千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君）　議案第１号、奥州金ケ崎行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてをご説明申し上げます。

この改正は、国家公務員における育児休業の取得制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等に鑑み、組合の職員においても同様の措置を講ずることにより、妊娠、出産、育児等と仕事との両立を支援し、もって働きやすい職場環境を整備するため、本件条例を一部改正しようとするものであります。

改正の主な内容ですが、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和したこと及び２回を踏まえて育児休業をすることができる特別の事情について整備したことであります。

なお、この条例の施行期日は、公布の日とするものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中西秀俊君）　ただいまの議案に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君）　質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第１号は原案のとおり可決さ

れました。

～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～

○議長（中西秀俊君）　日程第７、議案第２号、令和４年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第２号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君）　議案第２号、令和４年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第２号）をご説明申し上げます。

別冊の補正予算書の２ページをお開き願います。今回の補正予算は、歳入は前年度繰越金の確定、歳出は職員の異動及び負担率の改正等による給与及び手当の減額、非常用発電設備点検業務委託料の追加等について所要の措置をするものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,392万7,000円を追加し、補正後の予算総額を34億488万8,000円とするものであります。

３ページ、第２表、債務負担行為補正であります。ごみ焼却施設運転につきましては、令和５年４月からの胆江地区衛生センターごみ焼却施設の運転業務について、安定的な受注確保の観点から、質の高い業務の履行が期待できる複数年契約により委託するため、消防車両更新整備事業につきましては消防力整備計画における令和５年度更新予定の車両について、財産取得に関する議決を２月定例会に諮り速やかに契約を締結するため、インバーター購入につきましては金属や半導体等の部品供給が不安定な市場状況において、通常より納入までの時間を要することが想定されるため、それぞれ期間及び限度額を設定するものであります。

それでは、補正予算の概要につきまして、歳入歳出事項別明細書によりご説明申し上げます。７ページ、８ページをお開き願います。最初に、歳入についてでありますが、６款繰越金、１項繰越金は、令和３年度決算の確定により6,392万7,000円を追加するものであります。

９ページ、10ページをお開き願います。次に、歳出でありますが、２款総務費、１項総務管理費は、異動等による職員の人件費として169万3,000円を増額するものであります。

３款民生費、１項社会福祉費は、異動等による職員の人件費の増額及び介護認定審査委員会の書面開催継続に伴う通信運搬費の増額により、196万3,000円を増額するものであります。

４款衛生費、１項保健衛生費は、異動等による職員の人件費の減額が主な内容で、61万1,000円を減額するものであります。

11ページ、12ページをお開き願います。２項清掃費は、異動等による職員の人件費の減額及び最終処分場の覆土を確保するための土砂運搬業務委託料の追加等が主な内容で、884万7,000円を減額するものであります。

５款消防費、１項消防費は、負担率の改正による岩手県市町村総合事務組合負担金の減額等による職員の人件費の減額及び非常用発電設備点検業務委託料の追加等が主な内容で、3,779万2,000円を減額するものであります。

７款予備費は、歳入から歳出の経費に財源措置した残額１億752万1,000円を追加するもの

で、年度内の不測の事態に備えるものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中西秀俊君）　これより質疑に入ります。

11番阿部加代子議員。

○11番（阿部加代子君）　11番阿部加代子です。日程をお伺いをしたいと思います。

補正予算書の３ページの債務負担行為の補正でございますけれども、ごみ焼却施設運転、令和４年から令和７年度までということで分かりますけれども、この内容についてもう少し詳しい説明をお願いしたいというふうに思います。

２点目の補正予算書の12ページの消防費の備品購入の機械器具費ですけれども、この内容につきましてお伺いをしたいというふうに思います。ここは、分娩介助及び新生児蘇生訓練人形購入による備品購入費だと思われますけれども、この備品を購入されましてどのような訓練をされるのか、お伺いをしたいというふうに思います。

○議長（中西秀俊君）　菅原事務局次長。

○事務局次長兼施設管理課長（菅原優君）　阿部議員のご質問にお答えしたいと思います。

債務負担行為、業務委託でございますが、その内容について詳しくということでございます。現在ごみ焼却施設につきましては、受託者が20人体制で業務に当たっております。内容につきましては、ごみ焼却施設の運転、設備機器の点検、清掃、それからプラットホームでのごみ搬入に係る受入れ業務、さらには基幹改良工事で新たに設置いたしました発電設備の法定検査への対応、そういった部分でございます。運転につきましては、交代勤務で４班体制でございます。４班で４人で16名、それからプラットホームの受入れ点検等で日勤班というのがございまして、そちらのほうで４名ということでございます。発電設備を設けたことによりまして、受託者の中にはボイラータービン主任技術者の資格を持つ者も入ってございます。組合職員と一緒になりながら、ごみ焼却施設の運転管理業務に当たっているところでございます。

以上です。

○議長（中西秀俊君）　小原消防救急課長。

○消防救急課長（小原洋一郎君）　では、消防費の備品購入に関する質疑にお答えいたします。

議員からお話しいただきましたように、今回予定させていただいているものは、分娩介助及び新生児、生まれてすぐの赤ちゃんになりますけれども、この者に対する処置で起こる訓練に特化した人形を購入しようとするものでございます。議員の皆様ご存じのとおり、４月以降管内に出産の病院がないということがありまして、これまでも救急隊に対する分娩、新生児に対する教育を行ってございました。ただ、研修を行う際、これまでは管内の平間医院の先生の私物の訓練人形をお借りしてやっていたというのが現状でございます。でしたので、

常時、絶えず、常にやれる体制ではなかったものと。でしたので、今回これを購入させていただきながら、これを絶えず訓練をできる体制にしていきたいということでございます。

以上です。

○議長（中西秀俊君）　11番阿部加代子議員。

○11番（阿部加代子君）　11番阿部加代子です。まず、１点目のごみ焼却施設運転業務の委託につきましてお伺いしたいというふうに思います。

令和４年度から７年度までということで、債務負担行為をされるわけですけれども、複数年度によりましてこの業務委託の質が上がるということの理解でよろしいでしょうか、確認をいたします。

それから、ここの委託に関しましてですけれども、事故の防止とか、何か異常のあったとき、事故があったとき等の組合との連携の在り方につきまして、どのような体制になっているのか、お伺いをしたいというふうに思います。

それと、消防のほうの備品購入につきましてですけれども、分娩等の新生児の蘇生訓練ということでございますけれども、例えば救急車を呼ぶタイミング等もあるのかと思います。奥州市におきましては、子育てタクシーの利用、陣痛が来たとき、そういう利用もできますし、ご家族がその場にいればですけれども、いない場合は、救急車を呼ぶようなことになるのかもしれません。また、破水等があった場合にも、これは緊急を要しますので、救急車の対象になるのかなというふうには思われますけれども、救急車の利用というところで、妊婦さんもいろいろ考えられるところもあるかとは思いますけれども、どういう利用が救急車の適正利用に当たるのか、お伺いをしたいというふうに思います。

それから、救急車の中で突然の破水ということも考えられますけれども、それらに対応できるような救急車の体制にはなっているのでしょうか、お伺いをしたいというふうに思います。

○議長（中西秀俊君）　菅原事務局次長。

○事務局次長兼施設管理課長（菅原優君）　ご質問にお答えしたいと思います。

ごみ焼却施設につきましては、クレーン操作、それから様々な分析機器、それに伴いまして変化するコンピューター、ＤＣＳの管理もございますので、間違いなく単年度よりも複数年度経験していただくほうが、技術力、業務の質も上がると考えてございます。

もう一点の事故の際の連携でございますが、契約する前の仕様書の中に、事故の際の連絡手段、方法、そういったものも組み込んでございますので、そちらのほうも対応は十分できるものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中西秀俊君）　小原消防救急課長。

○消防救急課長（小原洋一郎君）　それでは、分娩に係る質問についてお答えいたします。

まず、１点目、分娩に係る救急要請のタイミング等でございますけれども、まず奥州市さ

ん、金ケ崎町さんの担当課のほうにおいて、母子手帳の交付等に合わせましてパンフレットをお渡ししているところでございます。内容としましては、まず異常を感じた場合に、かかりつけの先生にまず連絡しましょう。それは、かかりつけですので、もちろん管内ということもあると思います。そして、その先生の指示に従って、もしかすると先生は自分のところに来なさいという指示もあるかと思います。ただし、これは急いだほういいよという判断を先生がされる場合は、すぐ救急車で来なさいというようなことで、すぐに救急車を呼ぶということの手配をするようには指導していただいているところでございます。ただ、そのようなところがやはり不安で分からなかった、このことにつきましてその先生の紹介をなしで著しくそのことについては何ら制限をしてございません。ですので、もう例えば議員おっしゃるとおり破水してしまったとか、そういうときは119していただいて構いません。

なお、今年の４月１日から10月31までですけれども、実際に妊婦さんを対象とした救急が９件ございました。そのうちの２件が、実際にこれは一関、北上に搬送となっておりますけれども、病院に着いて間もなくもう分娩になったものと。ですので、これはやっぱりもう少しタイミングがずれていれば、車内分娩になったかなというところでございます。

なお、車内で分娩になった場合ということでありますけれども、そのことに対応する資機材につきましては、全救急車に配備してございます。ガーゼ、滅菌的なもの、それを全て配備しております。その取扱いについても訓練はしておりますので、まず基本的な対応できるものとしているところでございます。

以上です。

○議長（中西秀俊君）　６番千葉和彦議員。

○６番（千葉和彦君）　６番千葉和彦です。私、１件だけお伺いしたいと思います。

11ページ、予備費でございますけれども、今回の第２号補正で、補正額１億700万ほどで、合計で１億2,400万と。令和３年度に比べて約１億ほど大きい規模となったわけでございますが、ここで聞いていいのかどうか分からないのですけれども、この２号補正に光熱水費の部分が出ていないのですが、ご案内のとおり電気料、それから燃料等高騰ということで、今一般企業、大変な状況でございます。この予備費を、万が一今後年末に向けて不測の事態には予備費を充てるものだと存じますけれども、今現状当初予算のまま年度末まで迎えるのかどうかの予想についてお伺いしたいと思います。

○議長（中西秀俊君）　菅原事務局次長。

○事務局次長兼施設管理課長（菅原優君）　それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

今回は、決算議会ということで、決算のほうの認定もいただく予定でございます。それに際しまして、前年度の実質収支分が繰越金ということで歳入予算のほうに計上されているところでございます。その繰越金6,327万円、こちらと、あとそれから人件費の部分で、率が変わりまして減額の部分がございます。そういったもろもろのものを合わせますと、予備費のほうにこういった１億2,400万という金額になるものでございます。

それから、電気料の部分でございますが、そちらにつきましては来年２月の議会において提案する予定でございますが、そこまでは電気料の高騰分について現行予算で賄えるものと考えてございますので、その時点で予算に反映したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中西秀俊君）　ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君）　それでは、質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（中西秀俊君）　日程第８、議案第３号、令和４年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第１号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君）　議案第３号、令和４年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第１号）をご説明申し上げます。

今回の補正予算は、収益的支出予算において、職員の異動による給料の減額及び手当の増額、負担率改正による退職手当負担金の減額について補正しようとするものであります。

別冊の補正予算書の１ページをお開き願います。第２条の収益的支出の補正でありますが、第１款水道用水供給事業費用を86万7,000円減額し、総額５億2,896万2,000円とするものであります。内訳でありますが、第１項営業費用を人件費として、86万7,000円減額するものであります。

第３条の議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正は、職員給与費を11万9,000円減額し、2,359万円とするものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中西秀俊君）　これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君）　質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（中西秀俊君）　日程第９、議案第４号、令和３年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君）　議案第４号、令和３年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてをご説明申し上げます。

別冊の決算書の１ページ、２ページをお開き願います。歳入総額は32億9,117万9,949円、歳出総額は32億595万2,603円、歳入歳出差引き残額は8,522万7,346円であります。

３ページ、４ページをお開き願います。最初に、歳入の状況でありますが、収入済額、１款分担金及び負担金28億3,329万5,000円、２款使用料及び手数料２億8,708万5,720円、３款国庫支出金2,121万6,520円、４款財産収入1,317万8,237円、５款寄附金収入なし、６款繰越金8,130万2,608円、７款諸収入2,285万6,146円、８款組合債3,120万円、９款県支出金104万5,718円であります。

次に、５ページ、６ページをお開き願います。歳出の状況でありますが、支出済額、１款議会費84万8,411円、２款総務費8,452万8,303円、３款民生費3,793万610円、４款衛生費10億6,846万1,500円、５款消防費18億9,163万2,684円、６款公債費１億2,255万1,095円、７款予備費支出なしであります。

次に、歳入の主なものをご説明申し上げます。９ページ、10ページをお開き願います。１款分担金及び負担金、１項分担金は、構成市町からの分担金28億3,329万5,000円であります。

11ページ､12ページをお開き願います。２款使用料及び手数料、１項使用料は4,116万2,417円で、休日及び夜間診療所の診療収入、広域火葬場、広域交流センターの使用料であります。２項手数料は２億4,592万3,303円で、衛生センターのごみ及びし尿処理手数料が主なものであります。

13ページ、14ページをお開き願います。３款国庫支出金は2,121万6,520円で、災害対応特殊化学消防ポンプ自動車の更新による緊急消防援助隊設備整備費補助金が主なものであります。

４款財産収入、１項財産売払収入は1,317万8,237円で、不用となった車両及び粗大ごみの処理等により生じる鉄くずの売払収入であります。

15ページ、16ページをお開き願います。６款繰越金は8,130万2,608円で、令和２年度からの繰越金であります。

７款諸収入、２項雑入は2,285万6,146円で、岩手県防災航空隊等派遣職員負担金、高速道路からの搬入ごみ処理料、高速道路における救急業務に係る支弁金が主なものであります。

８款組合債は、消防車両更新に係る消防債3,120万円であります。

17ページ、18ページをお開き願います。９款県支出金は104万5,718円で、感染症患者移送に係る費用弁償であります。

次に、歳出の主なものをご説明申し上げます。21ページ、22ページをお開き願います。１款議会費、１項議会費は84万8,411円であります。

２款総務費、１項総務管理費は8,433万4,755円であります。

25ページ、26ページをお開き願います。２項監査委員費は19万3,548円であります。

３款民生費、１項社会福祉費は3,793万610円で、介護認定審査会の運営費等であります。

27ページ、28ページをお開き願います。４款衛生費、１項保健衛生費は１億9,850万5,345円で、休日及び夜間診療所、広域火葬場、広域交流センターの管理運営費が主なものであります。

37ページ、38ページをお開き願います。２項清掃費は８億6,995万6,155円で、衛生センターのごみ処理施設及びし尿処理施設、最終処分場の施設に係る管理運営費のほか、ごみ焼却施設の長寿命化に関する経費が主なものであります。

49ページ、50ページをお開き願います。５款消防費、１項消防費は18億9,163万2,684円で、消防職員の人件費及び消防業務に係る経費のほか、災害対応特殊化学消防ポンプ自動車等の車両更新に係る経費が主なものであります。

55ページ、56ページをお開き願います。６款公債費、１項公債費は１億2,255万1,095円で、衛生債及び消防債の元利償還金であります。

59ページをお開き願います。実質収支に関する調書であります。１、歳入総額32億9,118万円、２、歳出総額32億595万3,000円、３、歳入歳出差引額8,522万7,000円、５、実質収支額8,522万7,000円であります。

以上の内容でございますが、何とぞ原案のとおり認定賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（中西秀俊君）　これより質疑に入ります。

11番阿部加代子議員。

○11番（阿部加代子君）　11番阿部加代子です。３点お伺いをしたいというふうに思います。

まず、１点目、決算書の９ページ、25ページ等にございます介護認定審査会につきましてお伺いをします。２点目ですけれども、主要施策の28ページにございます防火対象物立入検査の実施につきまして、また危険施設の立入検査の実施につきましてお伺いしたいと思います。このことは、全員協議会の報告のところでも報告をいただいたところでございますけれども、この検査の実施状況についてお伺いしたいというふうに思います。それと、３点目ですけれども、決算書の28ページにございます休日診療所費、34ページにあります夜間診療所

につきましてお伺いをしたいというふうに思います。

まず、１件目の介護認定審査会でございますけれども、コロナの関係もありまして書面での会議ということでございまして、書面の会議になりましたのも運搬費用の先ほど補正とかもございましたけれども、コロナ禍ということで、また第８波ということに入っているということで現在言われておりますけれども、コロナ禍での審査会の在り方、そして高齢社会ということでございまして、介護認定のほうの数も増えてきております。滞りなく審査を行うために、方法につきまして何か検討されているのか、お伺いをしたいというふうに思います。

それから、２件目の防火対象物の立入検査実施状況と危険施設の立入検査の実施状況につきましてですけれども、報告の中でもいただきましたし、主要施策の中にもご説明はあるわけなのですけれども、執行率が53.3％に減少したということでございまして、令和２年度は執行率が79.5％だったということでございます。改めて減少した原因は何だったのか、お伺いをしたいというふうに思います。

また、計画の実施というところで計画を持って実施をされているわけでありますけれども、このような大きな災害出たということで、どのように捉えられているのか、お伺いをしたいというふうに思います。

このように、検査の執行率が落ちたということでありますけれども、目標とか、これ何かどのくらいまで検査をしなければいけないというような決まりといいますか、目標はあるのかどうか、お伺いをしたいというふうに思います。

それから、大変実施検査というのは重要な立入検査だというふうに思いますけれども、実施後指摘事項のあった施設の改善等について確認は行われているのかどうか、お伺いをしたいというふうに思います。

当奥州金ケ崎の圏域の中で、大きな工場等もございますし、危険物を取り扱う工場等もございますので、しっかりと検査をしていただければというふうに思いますけれども、実施状況、お伺いをしたいというふうに思います。

それから、休日診療、夜間診療につきましてですけれども、医師会の皆様のご協力を得て運営ができているわけでございますけれども、コロナの感染拡大等によりましてお休みをせざるを得ない状況とか、またコロナが拡大になっても重症化率、死亡率が低ければ休日診療、夜間診療もそのまま、現状のまま開設されるということになるかと思いますけれども、その辺の医師会とのやり取りにつきまして、何かございましたらばお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（中西秀俊君）　千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君）　私のほうから、介護認定審査会、それから休日、夜間診療所、この２件についてご答弁申し上げます。

１つに、介護認定審査会、申請件数が増える状況にあって、対応の検討はなされているのかというご質問と承りました。議員ご指摘のとおり、令和２年度から３年度においての申請

件数、審査結果件数ですが、約660件増えてございます。今年度においても、その傾向は続いているというふうに捉えてございます。事務の流れといたしましては、構成市町で申請を受け付けられたものをこちら行政組合のほうに付議されまして、それを認定審査会において審査いただくという大きな流れとなってございます。また、審査委員会においては、12の委員会、１委員会５名のメンバーで12委員会がございまして、現時点においては月１回から２回、１回当たり大体40件程度審査いただくということで運営をしてございます。

現在の運営の状況については、コロナ前については集合開催により行ってございましたが、やはり委員のメンバーについては、医療施設あるいは介護施設の方々での構成となってございますので、やはりそれぞれのお立場上集合開催は難しいだろうということで、審査委員長等のお話もありながら、現在書面審査を続けている状況にございます。見込みといたしましては、今後においてもコロナ禍においては当分の間このような審査で進められるものと捉えてございます。

その取組において、現時点において構成市町からいただいたもの、それを審査結果としてご回答させていただくまでのその時間的については、コロナ禍において意見調整をしながら進めてきたところがございますが、特段の不具合が起きたという事実はございません。なので、今後においても増対応については構成市町、あるいは審査委員会の皆さんのご意見をいただきながら、運営をしていきたいというふうに捉えてございます。

それから、休日、夜間診療の点についてご答弁申し上げます。医師会さんとのやり取りというところについてのご質問というふうに捉えました。議員ご指摘のとおり、休日、夜間診療所については医師会様のご協力に基づいて運営をさせていただいております。それで、令和３年度にはコロナの状況、それから休日、夜間診療所における取組、この範囲について医師会様のほうでいろいろご協議いただいて、その協議結果に基づいて診療所を運営させてきた経緯がございます。今後においても、やはりコロナの診察、症例、それから国が発表する情報、これに基づいて休日、夜間診療所が担う役割、これについては継続して医師会様のほうでご検討いただいているようでございますので、それに合わせて取組内容も変えられたところがございますので、行政組合といたしましては医師会様から情報をいただきながら、きちっと医師会様のほうで運営いただけるように、きちっと環境を整えてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中西秀俊君）　北條予防課長。

○予防課長（北條芳文君）　立入検査の執行率についてのご質問にお答えいたします。

目標というお話ございましたけれども、計画に対しましては100％を目標として実施しているものでございます。令和元年度までは計画した立入検査を100％実施できておりました。令和２年、３年度におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策といたしまして、業務縮小した期間がございまして、このような執行率となってございます。縮小した内容と

いたしましては、管内に陽性者が発生した場合に１週間の対外業務停止としておりまして、救命講習等も含めまして業務停止となっております。このようなことで、令和３年度は令和２年度に比べて管内での発生している期間も長く、このような数字となっているものでございます。

なお、停止期間がありましたけれども、当然できている期間もありましたので、危険度の高い対象物に対しましては、優先して立入検査を実施したところでございます。また、その年度で実施できなかった未実施の分につきましては、次年度の計画に盛り込んで、全て実施できるように対応しているところでございます。

以上です。

○議長（中西秀俊君）　11番阿部加代子議員。

○11番（阿部加代子君）　11番阿部加代子です。立入検査につきまして、再度お伺いをしたいというふうに思います。

答弁漏れがございましたのでお伺いしたいと思います。検査実施後、指摘等があった場合、施設の改善について改善がされたのかどうかという確認まで行っているということになるのでしょうか、お伺いをしたいというふうに思います。

○議長（中西秀俊君）　北條予防課長。

○予防課長（北條芳文君）　お答えいたします。

指摘を出した対象物につきましては、10日ほどをめどに改善の計画等を届けていただくことになっております。それが出てきた対象物につきましては、それを基に追跡の立入検査を実施しておりますし、出てこない対象物につきましてはその届出を届け出るよう再通知するなどして対応しているところでございます。

以上です。

○議長（中西秀俊君）　11番阿部加代子議員。

○11番（阿部加代子君）　11番阿部加代子です。質問するの忘れておりました、介護認定審査会の件でございますけれども、今書面で行っていて、対象者が増えても滞りなく行われているということでございますけれども、例えば書面会議でございますが、本来は集合して開催されていたわけでございますので、オンライン開催にするとか、そういう対応を取れないのかどうかお伺いして終わります。

○議長（中西秀俊君）　千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君）　ありがとうございます。今議員からご質問あった、一般的にはズームを使ったりとか、そういうウェブ会議等の方法というものにつきましては、書面開催をする段階で事務局より、委員長を含めて委員の皆様にお諮りした経緯もございますが、なかなか中にはその使用について環境が整っていない、あるいは不得手だというご意見もあって、現在の書面という形で取り組ませていただいているところでございます。ただ、各施設においてもその後いろいろな環境で、ウェブ会議等の機会があるやに思いますので、改めて

機会を設けて、そのような方法での取扱いが可能かどうかというのをお諮りした上で検討したいと思います。

以上でございます。

○議長（中西秀俊君）　ほかに質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君）　それでは、質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君）　討論なしと認めます。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第４号は原案のとおり認定することに決しました。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（中西秀俊君）　日程第10、議案第５号、令和３年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君）　議案第５号、令和３年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計利益の処分及び決算の認定についてをご説明申し上げます。

決算の状況についてご説明申し上げます。別冊の決算書１ページ、２ページをお開き願います。収益的収入及び支出の状況でありますが、水道用水供給事業収益は営業収益５億8,618万1,536円、営業外収益7,271万5,489円、特別利益77万7,040円で、総額６億5,967万4,065円であります。

次に、水道用水供給事業費用は、営業費用４億1,585万6,040円、営業外費用１億1,363万8,881円、特別損失297万9,888円で、総額５億3,247万4,809円であります。

５ページをお開き願います。この結果、令和３年度は１億2,575万5,531円の純利益が生じております。

お戻りいただいて、３ページ、４ページをお開き願います。資本的支出の状況でありますが、資本的支出は建設改良費1,588万982円、企業債償還金３億652万8,367円で、総額３億2,240万9,349円であります。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額３億2,240万9,349円は、当年度分消費税資本的収支調整額144万3,725円及び過年度分損益勘定留保資金３億2,096万5,624円で補填しております。

次に、８ページをお開き願います。剰余金処分計算書案であります。令和３年度末の未処分利益剰余金は６億4,135万7,406円で、その内訳は令和３年度の純利益１億2,575万5,531円、

地方公営企業会計基準の見直しによる移行処理により生じた平成25年度以前の長期前受金収益化額、減価償却費のうち国庫補助金相当額等５億1,560万1,875円であります。

毎事業年度生じた利益の処分につきましては、地方公営企業法第32条第２項の規定により議会の議決を経て行わなければならないとされていることから、令和３年度の純利益１億2,575万5,531円を議会の議決を経て減債積立金に積み立てようとするものであります。

なお、会計基準の見直しにより生じた５億1,560万1,875円につきましては、従前資本剰余金に整理していた額の一部を利益剰余金に振り替えたものであり、現金としてあるものではございません。

12ページをお開き願います。水道用水供給事業の概況ですが、令和２年度から令和４年度までの３か年の用水供給料金による水道用水の供給を行っております。

水道用水供給の状況につきましては、奥州市内７か所の受水池へ年間377万6,712立方メートル供給し、令和２年度との比較では５万9,230立方メートルの減、年間総有収水量は371万5,107立方メートルとなり、前年度比較で５万5,579立方メートルの減となっております。

建設改良工事の状況につきましては、令和３年度は建設改良としてたんこう浄水場の中央監視制御設備更新事業の実施設計業務、更新工事及び施工管理業務を実施いたしました。

以上の内容でございますが、何とぞ原案のとおりご議決及び認定賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（中西秀俊君）　これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君）　質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第５号は原案のとおり可決及び認定することに決しました。

以上をもって今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって令和４年第２回奥州金ケ崎行政事務組合議会定例会を閉会いたします。一同ご起立願います。大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

午後３時32分　閉会

地方自治法第123条第２項の規定により、ここに署名する。

令和４年11月18日

奥州金ケ崎行政事務組合議会

議　長　　中　西　　秀　俊

５　番　　及　川　　春　樹

６　番　　千　葉　　和　彦